

Q 1 主な改正内容とは

安全運転管理者の業務では、飲酒等の理由により正常な運転をすることができるかどうか、確認することになっていますが、アルコール検知器での確認や、運転後の酒気帯び確認や確認内容を記録化するなど、具体的な酒気帯び確認の方法等は定められていませんでした。今回の同施行規則の改正により、酒気帯びの確認方法が具体的に定められました。

現 行	改 正 後
〔点呼等による安全運転の指示〕 5号 運転前において運転者が飲酒過労、病気その他の理由により、正常な運転をすることができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えること。	令和4年4月1日施行 5号 「飲酒」が削除（→6，7号で明確化） 6号 運転前及び運転後の運転者が、酒気帯びの有無について、運転者の状態を目視等で確認する義務 7号 その確認内容の記録化と1年間保管義務 令和4年10月1日施行 ※目視等の確認に加えて 6号 アルコール検知器による確認の義務 7号 アルコール検知器の常時有効性の保持

Q 2 運転前後の運転者に対する酒気帯びの確認とは

「運転をしようとする運転者及び運転を終了した運転者」における、「運転」とは、一連の業務としての運転をいいますので、酒気帯びの有無の確認（以下、「酒気帯び確認」という。）は、必ずしも、個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りす。

Q 3 会社の所有の車以外の私有車、レンタカーを使用している場合でも確認は必要か。

安全運転管理者の管理の対象車両は、主に社用車であります。私有車やレンタカーを使用しているケースも含まれ、その場合には確認が必要です。

Q 4 出勤してきた者全員に、酒気帯び確認をする必要はあるか。

必要ありません。業務で自動車を運転しない人は検査を行う必要はありません。

例えば、毎日社用車を運転する社員が、当日都合で社用車を運転しない場合には確認する必要がありません。ただし、事業所独自の方針で自主的に出勤者全員を酒気帯び確認することについて制限するものではありません。

Q 5 目視等及びアルコール検知器による酒気帯びの有無の確認方法とは。

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することを行います。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理

者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法
等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

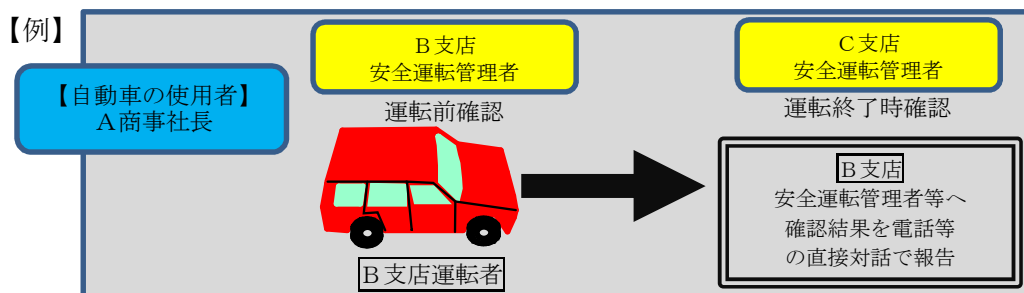
よって、対面で確認できない場合は、テレビ電話若しくはビデオ通話又は電話の手段で確認する必要があり、電子メールによる報告では確認したことにはならないので注意が必要です。

Q 6 アルコール検知器の性能等について、基準はあるのか。

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問いません。
(機種、仕様、購入先等については、定められたものではありません。)

Q 7 同一会社（自動車の使用者が同一）の別支店で運転を開始又は終了する場合、別支店の安全運転管理者等が確認を行うことができるか。

可能です。下記の【例】のとおりです。



Q 8 安全運転管理者以外の者による確認はできるのか。

可能です。

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」という。）に酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

また、安全運転管理者自らが運転者となる場合も、副安全運転管理者又は補助者により自身に対する酒気帯び確認を行わせてください。

Q 9 深夜、早朝に事業所へ出勤し、酒気帯び確認ができる安全運転管理者等の立会える者がいない場合はどのようにすべきか。

Q 5 記載の直行直帰における場合の考え方に準じ、自分でアルコール検知器による測定を行い、検知結果を安全運転管理者、副安全管理者または安全運転管理者の業務を補助する者に電話等の直接対話による方法で報告してください。

そのための連絡体制を、事前に確立しておく必要があります。

Q10 酒気帯び確認の内容の記録をすることとなっているが、どのような内容を記録しておけばよいのか。

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録してください。

なお、(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10

月1日からそれぞれ行います。Q5のとおり、原則対面で、目視等及びアルコール検知器による測定で酒気帯びの有無を確認し、記録します。当該記録は、1年間保存することとなっています。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法
 - ア アルコール検知器の使用の有無 (10月1日から)
 - イ 対面でない場合は具体的方法 (電話等)
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

※ 確認表のサンプルを作成しましたので参考としてください。
各事業所の業務等に合わせて、サンプルを加工して活用してください。
加工の際は、上記8項目が抜け落ちることがないように注意してください。